

平成 26 年 4 月 25 日

「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」について

1. 趣旨

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号。以下「法」という。）」は、平成 25 年 12 月 11 日に公布され、法の円滑かつ実効的な運用を図る観点から、施行までに十分な準備活動が必要であるところ、法等を適切に実施し、特定適格消費者団体の業務の適正を確保するため、特定認定の申請に対する審査並びに特定適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等について、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等（以下「ガイドライン等」という。）を定め明らかにする必要がある。

このため、法附則第 3 条の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等の策定の在り方について検討を行うものである。

2. 委員等

別紙のとおり

3. 検討項目

- (1) 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の在り方
（認定基準、報酬基準、通知・公告、濫訴防止、財産管理等）
- (2) 法第 27 条に規定する相手方による公表の在り方

4. 位置付け

消費者庁長官の検討会として開催する。

5. スケジュール及び今後の進め方

検討会を月 1 回程度開催し、検討事項について討議するとともに、関係者からのヒアリング等を行い、平成 26 年度中を目途にガイドライン等の策定の在り方を取りまとめる。

第 1 回検討会 平成 26 年 5 月 9 日（金） 10：00～12：00
消費者委員会 大会議室

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者制度課：小田、稲垣

TEL：03 - 3507 - 9252

HP：http://www.caa.go.jp/